

### 《目次》

1. 冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に係る研究会報告書について
2. 総会日程のご案内
3. 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の活用準備の開始について
4. 適格消費者団体のホームページより <1 月 29 日~2 月 28 日更新分>

## 1. 冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に係る研究会報告書について

昨年 7 月より、経済産業省において「冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に係る研究会」が開催され、消費者機構日本より、常任理事の中野和子弁護士が対応しました。以下は、中野和子弁護士からの寄稿です。なお、本研究会の報告書は、経済産業省のホームページで閲覧できます。

URL [http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoryu/gojokai/report\\_01.html](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoryu/gojokai/report_01.html)

### 冠婚葬祭互助会の解約手数料の在り方等に係る研究会報告書について

常任理事・弁護士 中野和子

#### 1 研究会報告書の内容について

㈱セレマ大阪高裁判決を契機に、冠婚葬祭互助会の解約手数料の考え方について、2013年7月25日、第1回が開催され、7回の議事を経て、同年12月27日に報告書が公開された。

その内容は、対立点は脚注に併記され、時には本文中に補足され、8項目の費用について、解約手数料に含めてよいか否かの検討過程及び検討結果を示すものとなった。

すなわち、①募集費は通常関連性なし、しかし、特別事情があれば損害と認めうる、②募集管理費は含めるべきでない、③入会手続費は個々の契約と関連性があれば損害と認めうる、④集金費は個々の契約との関連性がある場合は損害と認めうる、⑤会員管理費 A(システム費)は含めるべきでないが、個々の契約との関連性があれば含める余地がある、⑥会員管理費 B(通知等)は個々の契約との関連性があれば損害と認めうる、⑦解約手続費は個々の契約との関連性があれば損害と認めうる、⑧施行準備費は含めるべきでない、という検討結果を示した。

上記のように損害となることを明確に否定した費用項目もあるが、肯定した費用についても「個々の契約との関連性」の要件を満たさなければ損害にはならないとした点は、セレマ大阪高裁判決と同様であろう。金額的にも、実際の資料から事業者がいくらかぐらい支出しているのかの水準がわかるように記載しており、セレマ大阪高裁判決が一括りにした親睦会費500円の水準を超えないであろうと思われる。

報告書の結論も、解約手数料のあり方の「一定の整理をしたもの」に止め、判例の蓄積を踏まえて見直す必要があること、訪問販売か自ら赴いたかの契約形態の違いで、すなわち特商法か消費者契約法か適用法の違いで、損害賠償水準が異なりうる（異ならないという考え方もある）という課題があり、これも整理が必要であること、とされた。

なお、研究会の中で具体的に明らかになったのは、まず、近年の苦情件数が毎年3500件近いこと、解約の苦情も2000件弱あることである。そもそも互助会加入口数は平成25年3月末時点で2400万口もあり前受金の残高も同時点で2兆3600億円という巨額になっているので、破たんをした場合は保険で賄うとしても大変な消費者被害となる。

最近の解約手数料は、30万円コースについては、全互協が約款の監修を行った16社、22コースの単純平均が約2万1500円だということである。

また、会員管理費について、契約口数では口座振替が92.7%、訪問集金が7.3%の割合であること、前受金も供託のみで保全している互助会事業者が61社、供託と供託委託契約を併用している互助会事業者が58社、供託委託契約のみで保全している互助会事業者が171社であることがわかり、損害金算定の参考になる。

その他、資料の中で、契約の際に役務内容の特定がどのようにされているかの資料も提供され、契約のあり方を検討する場合も参考になるものがあった。

## 2 割賦販売法による互助会契約の規律

そもそも冠婚葬祭互助会契約は、割賦販売法第35条の3の61以下の前払特定取引の方法による契約であり、同取引は経済産業大臣の許可事業である。

同第35条の3の62では、同第8条の準用があり、同第6条の「契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限」の規定は適用除外となる。そして、準用された第15条第1項第5号「前払式割賦販売（特定取引と読み替える）契約約款の内容が経済産業省令・内閣府令で定める基準に適合しない法人」にかかる約款の基準として定められた同法施行規則第123条第1項第2号表8「契約の解除に伴う損害賠償等の額に関する事」欄の、「購入者等がすでに支払った金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額の金銭を払い戻す旨が定められ」ている約款であれば、互助会事業者として許可されてきたのである。

すなわち、施行規則の「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」の内容が、2001年4月1日から施行された消費者契約法に照らして、また2009年12月1日から施行された全ての役務契約を訪問販売の対象とした改正特定商取引法に照らして、何ら再検討されてこなかったことが高額な解約手数料が放置されてきた原因である。

## 3 今後の検討について

今回の検討では、解約手数料の考え方を提示しただけのものであり、最高裁判所の判断がまたれるところである。

しかし、訪問販売が行われた場合に特商法が適用され、消費者が自ら赴いた場合は消費者契約法のみ適用になるため、同法9条1号の「平均的損害」の解釈が特商法10条1項4号の「契約の締結及び履行に通常要する費用」との水準と齟齬がないように解釈をすべきなのかについては、検討されなかったが、役務の履行前の解約が問題となるのが互助会契約であるから、同水準であるべきだといえる。

そのため、消費者契約法改正にあたっては、より明確に「平均的損害」を解釈できるようにするか、立証責任の転換を明示するなどの手当てが必要になると考える。

以上

## 2. 総会日程のご案内

消費者機構日本の第10回通常総会・記念企画を下記日程・会場で開催いたします。議題、企画内容を含めた正式なご案内は、あらためて5月中旬にお送りさせていただきます。よろしくご予定くださいますようお願い申し上げます。

日時 2014年（平成26年）6月14日（土）13時30分～16時00分頃を予定

会場 弘済会館 4階 蘭

住所 東京都千代田区麹町5-1

電話 03-5276-0333

最寄駅 JR、東京メトロ 四谷駅 徒歩5分

東京メトロ 麹町駅 徒歩5分

## 3. 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の活用準備の開始について

2013年12月4日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律」（いわゆる「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」、以下「本制度」という。）が参議院において全会一致で可決され、同法が成立し、12月11日に公布されました。この法律は公布後3年以内に施行されます。

消費者機構日本では、本制度の施行に向けて、本制度の活用が出来る特定適格消費者団体の認定をめざしてまいります。

本制度の活用準備について、消費者機構日本として取り組むべき課題について、現時点での整理をすすめています。大きな課題の柱は次の5点になると考えられます。

- 第1 消費者庁が今後検討する「特定適格消費者団体の認定・監督ガイドライン」、最高裁判所が策定する「最高裁規則」について、本制度を効果的に活用する観点から提言を行う。
- 第2 特定適格消費者団体の被害救済業務を設計し、本制度を活用する当機構の業務内容を確定し、業務規程を策定する。
- 第3 上記業務を遂行できるように、会員の増や事務局体制の強化などをすすめる。そのための財政基盤強化をはかる。
- 第4 国民生活センターや地方自治体の消費者行政部局との連携強化を具体化する。
- 第5 本制度について、広く消費者・事業者に知らせていく取り組みをすすめる。

当面は、上記第1～第4の課題をより明確にしていくために、消費者支援機構関西が先行的に実施した本制度の活用シミュレーションを参考に、当機構としても本制度活用のシミュレーションに取り組んでまいります。

引き続き、会員の皆様には、当機構へのご支援をどうかよろしくお願い申し上げます。

#### 4. 適格消費者団体のホームページより <1月29日~2月28日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報＝申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
《消費者支援ネット北海道》 <a href="http://www.e-hocnet.info/index.php">http://www.e-hocnet.info/index.php</a>	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/">http://saitama-higainakusukai.or.jp/</a>	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 <a href="http://www.coj.gr.jp/">http://www.coj.gr.jp/</a>	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《全国消費生活相談員協会》 <a href="http://www.zenso.or.jp/index.html">http://www.zenso.or.jp/index.html</a>	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者被害防止ネットワーク東海》 <a href="http://cnt.or.jp/">http://cnt.or.jp/</a>	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《京都消費者契約ネットワーク》 <a href="http://kccn.jp/index.html">http://kccn.jp/index.html</a>	□KDDI(株)への2013年10月11日付の再申入れ書に対して2013年10月24日付で回答があったことが公表されました。詳しくは下記から。 <a href="http://kccn.jp/torikumi3.html">http://kccn.jp/torikumi3.html</a>
《消費者支援機構関西》 <a href="http://www.kc-s.or.jp/">http://www.kc-s.or.jp/</a>	□2月25日 住宅ローンの信用保証業務等を行う全国保証(株)の早期完済違約金制度の検討及び意見交換の結果を公表します。詳しくは下記から。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000435">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000435</a>
《ひょうご消費者ネット》 <a href="http://hyogo-c-net.com/">http://hyogo-c-net.com/</a>	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者ネット広島》 <a href="http://www.shohinet-h.or.jp/">http://www.shohinet-h.or.jp/</a>	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構福岡》 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/">http://www.cso-fukuoka.net/</a>	□2月26日 (株)ニワンゴより申入れに対する回答を受領しました。詳しくは下記から。 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/378">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/378</a> □2月26日 (株)ドワンゴより申入れに対する回答を受領しました。詳しくは下記から。 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/373">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/373</a>
《大分県消費者問題ネットワーク》 <a href="http://oita-shohisyanet.jp/">http://oita-shohisyanet.jp/</a>	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。